

安全報告書

令和2年度版



tano kanko

多野観光株式会社

令和3年7月10日

安全報告書は、お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・正確・快適」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

1. 輸送の安全に関する基本的な指針

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹をなす最優先事項であることを深く認識し、社内にて輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
2. お客様や従業員の安全に関する声に真摯に耳を向傾け、現場の状況を十分にふまえつつ、社員と共に、輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させます。
3. 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表すること。
4. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P D C A）を継続的に実施し、安全対策を常に考え見直すことにより、全社員が一体となって業務を遂行することで、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

2. 令和2年度の輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

（1）安全目標

目 標		結 果
重大事故	0件	0件
人身事故	0件	0件
上記内、責任事故	0件	0件
物損事故	0件	0件
上記内、責任事故	0件	0件
健康起因事故	0件	0件
途中故障・異常発生	0件	0件

（2）令和3年度安全目標

（重点施策）

- ・バス事業の使命に基づいて、公共輸送機関として『安全・正確・快適』な輸送サービスの提供。
- ・サービス事業であることを認識し、常に安全意識を高く持ち、輸送の安全確保に努める。

（スローガン）

- ① 重大事故 ゼロ
- ② 飲酒運転・速度超過の撲滅
- ③ 健康起因事故ゼロ継続 健康管理の徹底

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2020年4月1日から2021年3月31日までの期間における事故報告件数は、以下の通りです。

事故報告総数 〇件

自動車事故報告規則第2条に規定する事故について

第2条（定義）

この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- (1) 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの
- (2) 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- (3) 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの
- (4) 10人以上の負傷者を生じたもの
- (7) 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
- (8) 酒気帯び運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）、無免許運転（同法第64条の規定に違反する行為をいう。）、大型自動車等無資格運転（同法第85条第5項から第9項までの規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法第117条の2第3号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの
- (9) 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- (10) 救護義務違反（道路交通法第117条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があったもの
- (11) 自動車の装置（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの
- (12) 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- (13) 橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- (14) 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

4. 安全管理規定および安全統括管理者

『安全管理規定』は(別紙1)の通りです。

なお、安全統括管理者は 業務課長 境野 正幸 です。

5. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』は(別紙2)の通りです。

6. 輸送の安全に関する重点施策

基本方針に基づき、重点的に実施した施策は次の通りです。

1. バス事業の使令に基づいて、公共輸送機関として

『安全・正確・快適』な輸送サービスの提供。

・サービス事業であることを認識し、常に安全意識を高く持ち、輸送の安全の確保に努める。

2. 経営トップを起点とする連絡体制については別途組織図の通りとする。

3. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

・運行管理者及び補助者教育：自動車事故対策機構主催講習会への受講

・乗務員教育：年間計画による車内教育実施

班別：班長によるもの

・指導乗務員研修：本社営業所及び埼玉営業所、両毛営業所にて随時実施とする。

・全国交通安全運動や年末年始安全総点検期間中前にてミーティングにより安全確保・技能の向上に努める。

・車輛設備・整備について研修・訓練

(社内指導運転士・整備員による注意事項の徹底)

・冬季積雪、凍結時に関する研修・訓練は、天候及び新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。

(車庫内でのチェーン脱着訓練・座学は通常通り実施)

4. 運行管理の徹底について

・運行管理者及び補助者が点呼を厳正に行います

5. 整備管理の徹底について

・車輛の日常点検整備を徹底します

6. 事故防止への取り組みについて

・年2回(前期・後期)にて「チャレンジ100」実施。

班別の無事故・無違反期間を表示し、安全運転意識の向上を図っております。

・事故防止研修会を開催し、事故原因や防止策に関して話し合い、再発防止に取り組みます。

・事故警報、社内通達による他社事例を示し、ミーティングにより事故防止に取り組みます。

7. 運転士の健康管理、過労防止への取り組みについて

・定期健康診断の検査を実施し専門機関と協力しながら積極的に取り組みます。

・SAS(睡眠時無呼吸症候群)の検査 および 脳ドック検診を実施し、健康起因による事故を未然に防止するよう努める。

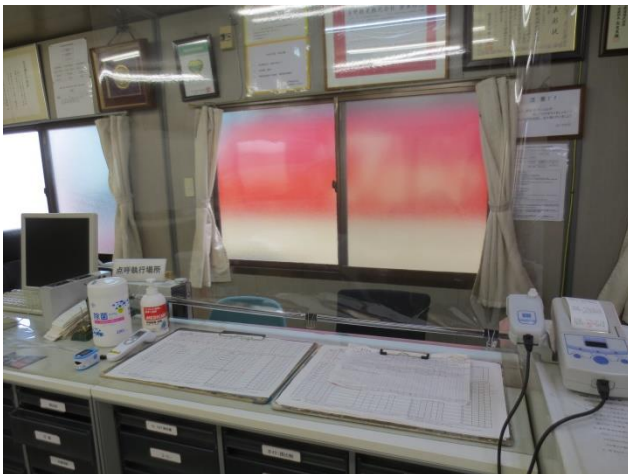
- ・労務管理の徹底、運行管理者と運転士の意思疎通を十分に図り、運転士の健康状態の把握に努める。

8. 新型コロナウイルス感染防止に対する取り組みについて

- ・(公社)日本バス協会による「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」および貸切バス旅行連絡会による「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿った、感染拡大防止対策を実施します。
- ・厚生労働省発表の資料(感染リスクが高まる「5つの場面」等)を用いた、社員に対する感染拡大防止の指導を行います。
- ・群馬県の「ストップコロナ!対策認定制度」に申請。対策認定店となっております。
- ・バス運行に際しての詳細対策については、弊社HPにて公開しております。

<新型コロナウイルス対策>

点呼場所に仕切り設置。消毒液・除菌シート・体温計・血中酸素計 常設



運転席と座席間に飛沫防止シートを設置



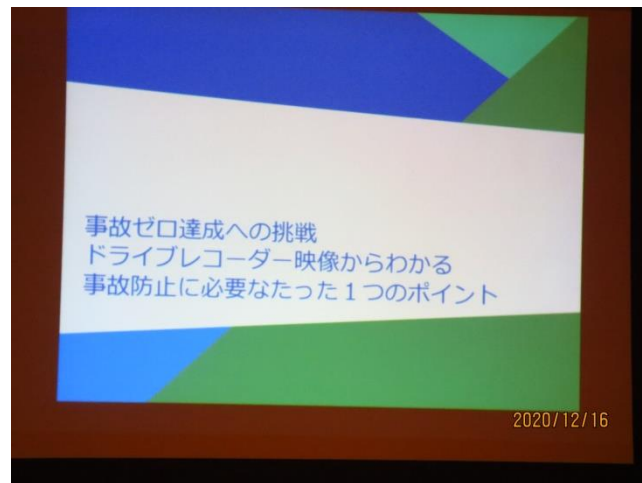
各座席に飛沫防止パネルを設置



運行後はオゾン除菌による車内除菌実施



<事故防止講習会参加>



7 . 事故、災害等に関する報告連絡体制

『緊急連絡体制』は(別紙3)に定める通りです。

8. 令和2年度の輸送の安全に関する計画

重点施策に対して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画は次の通りです。

令和2年度乗務員年間教育計画

実施月	教育内容
4月	無事故推進月間 ・春の全国交通安全について
	事業用自動車を運転する心構え
5月	無事故推進月間 ・事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項について
	事故防止運動指導（事故発生時の非常用信号用具・非常口・消火器の取り扱い等 含む）
6月	無事故推進月間 ・梅雨時の安全運転・異常気象時における対処法について・
	乗車中の旅客の安全を確保する為に留意すべき事項について
7月	夏季輸送の安全総点検・夏の県民交通安全運動指導
	事業用自動車の構造上の特性について・安全性の向上を図るための装置を備えた貸切バスの適切な運転方法について
8月	旅客が乗降するときの安全を確保する為に留意すべき事項
	甲子園進入ルート指導及び確認
9月	車両整備点検 重点実施期間 ・秋の全国交通安全運動指導
	運行する経路及び営業区域における道路・交通状況の把握について
10月	無事故推進月間 ・高速道路安全走行月間
	労働基準法改定基準告示の教育について

11月	無事故推進月間 ・危険予測および回避について
	年末年始輸送の安全総点検・冬の県民交通安全運動指導
12月	スタッドレス・タイヤチェーン等 冬用装備点検期間・バス協会主催 事故防止講習会
	健康管理への重要性について、年末全体ミーティング
1月	冬山雪道研修・チェーンの着脱実習
	健康診断・ドライブレコーダーの記録・ヒヤリハット調査結果を利用した運転者の運転適性に応じた安全運転について
2月	適性診断・貸切バス乗務員サービス講習会 ・適性診断の結果に基づき、指導を行う。
	運転者の運転適性に応じた安全運転について
3月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
	バスジャック等、緊急対応について（避難誘導の手順確認、非常口の点検等） 乗務員グループディスカッション

9. 令和3年度の輸送の安全に関する重点施策

○運行関係

安全に関する基本方針

当社は安全輸送の確保に努め防衛運転とお客様第一主義に徹し、無事故が最大のサービスであると自覚し、お客様の快適な輸送の実現に貢献いたします。

- ① シートベルトの着用と道路状況等に適応した安全速度と適正な車間距離を保持すること。
- ② 高齢者及び子供の保護、二輪車への注意を怠らないこと。
- ③ 法の遵守精神を堅く維持すること。
- ④ 健康管理を徹底すること。

○新型コロナウイルス感染防止対策の実施

- ①日本バス協会による「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に沿った感染予防の実施
- ②上記ガイドラインのほか、オゾン発生器を用いたバス車内の除菌・消毒液を用いた車内清掃の実施、運転席後部に飛沫防止シート及び各座席に飛沫防止パネル設置等の感染予防対策を行っております。



令和3年度乗務員年間教育計画

※本年度は、年間を通じ感染症拡大予防に努める事とする。

実施月	教育内容
4月	無事故推進月間 ・春の全国交通安全について
	事業用自動車を運転する心構え
5月	無事故推進月間 ・事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項について
	事故防止運動指導（事故発生時の非常用信号用具・非常口・消火器の取り扱い等 含む）
6月	無事故推進月間 ・梅雨時の安全運転・異常気象時における対処法について・
	乗車中の旅客の安全を確保する為に留意すべき事項について
7月	夏季輸送の安全総点検・夏の県民交通安全運動指導
	事業用自動車の構造上の特性について・安全性の向上を図るための装置を備えた貸切バスの適切な運転方法について
8月	旅客が乗降するときの安全を確保する為に留意すべき事項
	甲子園進入ルート指導及び確認
9月	車両整備点検 重点実施期間 ・秋の全国交通安全運動指導
	運行する経路及び営業区域における道路・交通状況の把握について
10月	無事故推進月間 ・高速道路安全走行月間
	労働基準法改定基準告示の教育について
11月	無事故推進月間 ・危険予測および回避について
	年末年始輸送の安全総点検・冬の県民交通安全運動指導
12月	スタッドレス・タイヤチェーン等 冬用装備点検期間・バス協会主催 事故防止講習会
	健康管理への重要性について、年末全体ミーティング
1月	冬山雪道研修・チェーンの着脱実習
	健康診断・ドライブレコーダーの記録・ヒヤリハット調査結果を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転について
2月	適性診断・貸切バス乗務員サービス講習会 ・適性診断の結果に基づき、指導を行う。運転者の運転適性に応じた安全運転について
	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
3月	バスジャック等、緊急対応について（避難誘導の手順確認、非常口の点検等）
	乗務員グループディスカッション

1 教育計画

- ① 運転士に対し年間教育計画に基づき教育を実施します。新入社員については、班長をはじめとする指導員が付き添い、乗務時間、乗務キロ及び当人の技能習熟度を勘案した教育を実施します。
- ② 責任事故は、事故毎に事故分析を行い、発生原因を究明して再発防止策を講じます。また、事故惹起者には個別に面談を実施し、ブラッシュアップアプローチに注力します。

- ③ 車掌に対し、車内事故防止のアナウンスの徹底教育を実施します。また、右左折時等の安全確保に関する教育の充実を図ります。

2 会議など

- ① 乗務員の班別会議を開き、ひやりハットに関する検討をいたします。情報を共有することにより事故防止に活用し、防衛運転に対してもより一層の認識を高めるよう努めます。
- ② 定期的に経営幹部、安全統括管理者、営業部門、乗務員が「安全会議」の場で、意見交換や各種情報交換を積極的に実施し、協議を行います。

10. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置

実施日 本 社 令和2年12月21日
埼玉営業所 令和2年12月22日
両毛営業所 令和2年12月23日

重点監査事項

- 内部監査時の書類・写真による記録が取られているか。
- 教育・研修などを実施し、記録・写真など書面にて適切に保管・管理されているか。
- 乗務員の労務管理は適切に管理されているか。
- 経営管理部門から現場へ情報伝達の方法が適切か。
- 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインにそった感染症対策が行われているか。

監査結果(指摘事項)

緊急の改善を要する指摘事項はありませんでした。

11. 行政処分の状況

多野観光株式会社 全営業所

- 令和2年度、行政処分はありません。

12. その他

- 令和2年5月15日 群馬県環境GS事業者 認定(継続6年目)
- 令和3年3月17日 ストップコロナ!対策認定店 認定

